

別表第2（第4条関係）

1 ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定作業

番号	作業の種類
1	ブラスト又はタンブラストによる金属の表面処理
2	鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
3	農薬又は化学肥料の製造
4	貝灰の製造
5	綿の製造又は再生
6	金属箔又は金属粉の製造
7	石綿、岩綿、鉍さい綿又は石こうの製造又は加工
8	合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はフアクチスの製造
9	動物質廃棄物の焼却作業
10	溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
11	ドライクリーニング
12	動物質臓器、骨又は排せつ物を原料とする物品の製造
13	動植物油の精製
14	油かんその他のあきかんの再生
15	油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
16	金属の圧延又は熱処理
17	自動車（道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。）を解体する作業
18	紙又はパルプの製造
19	羊毛又は羽毛の洗浄又は加工
20	たん白質の加水分解
21	亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
22	1の項から21の項までに掲げる作業のほか、製造、加工、精製又は修理の工程においてアンモニア、ふっ素化合物、シアン化水素、ホルムアルデヒド、メタノール、硫化水素、塩化水素、窒素酸化物、アクロレイン、亜硫

	酸ガス、塩素、二硫化炭素、ベンゼン、硫酸（三酸化いおうを含む。）、 ホスゲン、クロルスルホン酸、臭素、メルカプタン、一酸化炭素、よう素、 トルエン、フェノール又はピリジンを使用し、又は発生させる作業
--	---

備考 別表第1の1に掲げる特定施設を設置して行なう作業は除く。

## 2 騒音又は振動に係る特定作業

番号	作業の種類
1	板金又は製かんの作業
2	鉄骨又は橋梁の組立ての作業（建設又は建築の現場作業を除く。）
3	ブルドーザー、パワーショベル、バックホー、その他これに類する整地機 又は掘削り機を使用する作業（建設現場における作業を除く。）

備考 別表第1の2及び3に掲げる特定施設を設置して行なう作業は除く。

## 3 地下水位の著しい低下及び地盤の沈下に係る特定作業

番号	作業の種類
1	農作業（井戸（動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機 の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が 6平方センチメートルをこえるもの）による地下水の採取を伴うものに限 る。）

備考 別表第1の4備考5に掲げる揚水施設を設置して行なう作業は除く。